平成 26 年 6 月 16 日
株式会社シノケングループ
代表取締役社長　篠原　英明
（ＪＡＳＤＡＱ・８９０９）

“日本初”の少額短期保険！リスク選択型家財保険

「生活安心総合保険」販売開始のお知らせ

当社の連結子会社であるジック少額短期保険株式会社【登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第３０号】は、新たな家財保険「賃貸住宅生活者総合保険」（ペットネーム：生活安心総合保険）を開発し、７月１日より販売を開始することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

生活安心総合保険は、賃貸住宅入居者向けの少額短期家財保険初のリスク選択型家財保険です。ワイド・ベーシック・エコノミーの３つの基本補償プランと、賃貸住宅のオーナー（賃貸管理会社を含む、以下同）を被保険者とし保険金請求を行える“日本初”の「孤立死原状回復費用保険」や、“少額短期保険初”の「ストーカー対策費用保険」等の５つの特約から構成されています。賃貸住宅や入居者により異なる様々なリスクに対して、画一的な補償内容ではなく、リスクに応じた補償プランと特約を選択することができます。

“日本初”の「孤立死原状回復費用保険（特約）」は、高齢化社会の急速な進行の中で、賃貸住宅に入居する高齢者単身世帯が急増するのに伴い社会問題化している「孤立死事故」による賃貸住宅の汚損等のトラブルに対して、賃貸住宅オーナーが行う原状回復費用を補償する内容となっています。

従来の保険では、原状回復費用保険金を請求できる者は、孤立死した被保険者の法定相続人等に限定されていました。このため、孤立死された方の身元が確定しなかった場合等は、保険金を請求する者が存在せず、賃貸住宅オーナーが費用を全額負担せざるを得ませんでした。これは、結果として、身寄りのない高齢者が賃貸住宅へ入居を希望する際の妨げとなっており、孤立死原状回復費用保険（特約）は、賃貸住宅オーナーを被保険者とし保険金請求人とすることで、この問題を解消しました。

高齢化社会の進行に伴い、賃貸住宅オーナーにとって高齢者単身世帯の受け入れは避けて通れない問題と言えます。「孤立死原状回復費用保険」により、賃貸住宅オーナーは孤立死リスクの軽減を図ることができます。また、高齢者単身世帯にとっても賃貸住宅への入居が容易になり、賃貸人・賃借人の双方にとっての暮らしに、安心をお届けする事が可能となります。

“少額短期保険初”の「ストーカー対策費用保険（特約）」は、近年、増加しつつあるストーカー被害に対応するため、賃貸住宅入居者がストーカー被害にあった場合、防犯カメラの設置費用や警備会社のストーカー対策サービス費用等の、ストーカー被害防止に有効な費用を補償します。賃貸住宅で一人暮らしする女性入居者向けに基本補償プランにセットして販売します。

上記２つの特約のほかに、“少額短期保険初”のペット飼育可賃貸住宅入居者向け「ペット諸費用保険」や、賃貸住宅内で発生した事故により家事従事者が負傷し家事を営めなくなった場合に、ホームヘルパー（家事援助者）費用を補償する「ホームヘルパー費用保険」、地震、噴火、津波により建物が全壊し家財も全損した場合に支払われる「地震災害費用保険」の３つの特約を開発しました。

これらの特約は、いずれも３つの基本補償にセットし、特約単独での販売は行いません。保険料は特約を１つセットした場合、単身者世帯～ファミリー世帯の保険金額・補償プランに応じて、２年間でワイドプランが 16,000～36,000 円、ベーシックプランが 14,000 円～32,000 円、エコノミープランが 12,000～26,000 円となっており、これまでとほぼ同等の保険料で、従来にない補償内容をご提供する事が可能となりました。

当社グループは、単身者世帯向け賃貸用アパート・マンションの販売事業、不動産賃貸管理事業、介護関連事業および少額短期保険事業等を展開しており、超高齢化社会に対応するため、既存賃貸管理物件を活用した「高齢者安心サポート付賃貸住宅」のご提供をはじめ、各々の事業単位では無く、各グループ事業会社が有するノウハウを集約し、一体となって取り組んでおります。
この度の「賃貸住宅生活者総合保険」の開発は、住まいを探されている高齢者の方々のご苦労・ご心労を軽減すべく、また、賃貸住宅オーナー様が安心して高齢者の皆様を迎え入れて頂けるよう、グループの総力を結集し取り組んだ成果の一端であり、今後も現実に生じている問題を真摯に受け止め、グループ一丸となり、その問題解決に努めたいと考えております。

以　上

会社名：ジック少額短期保険株式会社
住所：〒283-0068　千葉県東金市東岩崎 15 番地 6
代表取締役：菅沼　敏和
業務内容：少額短期保険業
少額短期保険業の登録日：平成 18 年 5 月 30 日
少額短期保険業の登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第 30 号

<<本リリースに関するお問い合わせ先>>
株式会社シノケングループ　ＩＲ室
TEL：092-714-0040